

資料

No.4

最近の雇用保険制度の変遷

雇用保険制度の変遷（平成元年以降）

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の概要（平成元年改正）

○改正概要

- ・短時間労働被保険者に関する求職者給付の特例
- ・雇用保険四事業の再編
- ・三事業に係る弾力条項の見直し

労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要（平成4年改正）

○改正概要

- ・賃金日額の計算の特例の弾力化
- ・基本手当日額表の自動要件変更の緩和
- ・基本手当の減額にかかる内職収入控除額の引上げ
- ・再就職手当の支給要件の改善
- ・雇用保険料率及び国庫負担率の暫定的引下げ

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（平成6年改正）

○改正概要

- ・高年齢雇用継続給付及び育児休業給付制度の創設
- ・高年齢者（60歳以上～65歳未満）の基本手当の給付率の改正
- ・基本手当の日額の年齢別上限額の設定及び日額の自動的変更の要件改正
- ・所定給付日数の年齢区分の変更
- ・高年齢求職者給付金の額の改正
- ・日雇労働求職者給付金の受給要件の緩和及び日額の引上げ
- ・再就職手当の支給要件の改善

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の概要 (平成10年改正)

○改正概要

- ・教育訓練給付制度の創設
- ・介護休業給付制度の創設
- ・高年齢求職者給付金の額の改正及び国庫負担の廃止
- ・失業等給付に係る国庫負担に関する改正

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要(平成12年改正)

○改正概要

- ・基本手当の所定給付日数の変更
- ・再就職手当の給付日数の変更
- ・育児休業給付及び介護休業給付の給付率の引上げ
- ・国庫負担に係る暫定措置の廃止
- ・雇用保険率に係る暫定措置の廃止及び雇用保険率の変更
- ・雇用保険率の弾力的変更に係る規定の改正

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要(平成15年改正)

○改正概要

- ・基本手当日額の給付率及び上限額の見直し
- ・就職促進手当の創設
- ・通常労働者と短時間労働者の給付内容の一本化
- ・壮年層（35歳以上45歳未満）の基本手当の給付日数の改善
- ・教育訓練給付の給付率及び上限額の引下げ並びに加入期間要件の緩和
- ・高年齢雇用継続給付の支給要件及び給付率の見直し
- ・雇用保険率の改定及び前2年間の据置き
- ・雇用安定資金の使用に関する特例

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要(平成19年改正)

○改正概要

- ・失業等給付に係る国庫負担の在り方の見直し
- ・雇用保険率の見直し
- ・雇用福祉事業の廃止
- ・船員保険制度の統合等
- ・被保険者資格及び受給資格要件の一本化
- ・育児休業給付制度の拡充等
- ・教育訓練給付及び雇用安定事業等の対象範囲の見直し

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要(平成21年改正)

○改正概要

- ・受給資格要件の緩和及び給付日数の充実
- ・適用基準の見直し（要領改正）
- ・個別延長給付の創設
- ・再就職手当の要件緩和及び給付率引上げ
- ・常用就職支度手当の対象範囲拡大及び給付率引上げ
- ・育児休業給付の見直し
- ・雇用保険料率の引下げ

(H12改正)雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

1 趣旨

現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に的確に対応するため、雇用保険制度等において、求職者給付の重点化、育児休業給付及び介護休業給付の改善等を行うほか、給付に要する費用に係る国庫負担の割合に関する暫定措置を廃止とともに、雇用保険率を引き上げる等所要の改正を行う。

2 概要

(1)雇用保険法の改正

イ 早期再就職を促進するための給付体系の整備

- ① 基本手当の所定給付日数を、一般の離職者に対する給付日数と倒産・解雇等による離職者に対する給付日数とに再構成し、中高年層を中心に就職支援の緊要度の高い者に対する基本手当の給付の重点化を図る。

(所定給付日数)

(現行)

(改正後)

- 離職者に対する給付日数年齢及び \rightarrow ①一般の離職者に対する給付日数：被保険者期間に応じ90日～180日
被保険者期間に応じ90日～300日 ②倒産・解雇等による離職者に対する給付日数：年齢及び被保険者期間に応じ90日～330日

- ② 再就職手当について、基本手当の支給残日数の区分ごとに給付日数を定める方式から支給残日数の3分の1に相当する日数を給付日数とする方式に改めるために、支給額の下限を変更する。

ロ 少子・高齢化の進展に対応した就業支援対策の充実

育児休業給付及び介護休業給付の給付率を引き上げるほか、雇用安定事業として、中高年齢者である在職求職者に対し再就職の援助等を行う事業主に対して必要な助成・援助を行うことができることを法律上明記する。

(育児休業給付・介護休業給付)

(現行)

給付率 25%

(育児休業基本給付金の給付率20%

育児休業者職場復帰給付金の給付率5%)

(改正後)

給付率 40%

(育児休業基本給付金の給付率30%

育児休業者職場復帰給付金の給付率10%)

ハ 失業等給付に係る国庫負担の改正

国庫負担に係る暫定措置を廃止する。(求職者給付費の14%→同25%)

(2)労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正

- ① 雇用保険の保険料率に係る暫定措置を廃止するとともに、雇用保険の保険料率を1000分の15.5(失業等給付に係る部分は1000分の12)とする。
- ② 雇用保険の保険率を積立金の額と失業等給付の額(現行は徴収保険料額)とを比較して変更することができるものとする。

(3)船員保険法の改正

(1)に準じて所要の改正を行う。

3 施行日

平成13年4月1日(ただし、2(1)の雇用安定事業の見直しについては平成12年10月1日、育児休業給付付及び介護休業給付の給付率の引上げについては平成13年1月1日。)

(H15改正)雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

厳しい雇用失業情勢が長期化する中で、経済社会の構造的变化に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、求職者給付の見直し、多様な早期就業を促進するための給付の創設、教育訓練給付及び高年齢雇用継続給付の見直し、雇用保険の保険料率の見直し等を行う。

I 雇用保険法の改正

早期再就職の促進

①基本手当日額と再就職時賃金の逆転現象の解消等

基本手当日額が再就職時賃金を上回る者の多い高賃金層について給付率と上限額を引き下げる。

(給付率: 60% (60~64歳は50%) → 50% (60~64歳は45%) → 80%

上限額: 10,608円 → 8,040円)

②多様な早期就業促進のための給付の創設

支給残日数を3分の1以上残して常用以外の早期就業をした者に対し、基本手当日額の30%を賃金に上乗せして支給する就業促進手当(仮称)を創設する。

多様な働き方への対応

①通常労働者とパートタイム労働者との給付内容一本化

倒産・解雇等による離職者は通常労働者の所定給付回数に、それ以外の理由による離職者はパートタイム労働者の所定給付日数に、それぞれ合わせる。

②育児休業法による時間短縮後の基本手当日額の算定についての配慮

勤務時間短縮により賃金が低下している期間中に倒産・解雇等により離職した場合に、短縮前の賃金により基本手当日額を算定する。

再就職が困難な状況に対応した給付の重点化等

①壮年層の基本手当の給付日数の改善

35~44歳で雇用保険の加入期間が10年以上の倒産・解雇等による離職者について30日の所定給付日数増を行う。

②在職者への給付と失業者への給付との均衡を考慮した見直し

(1)教育訓練給付

○給付率、上限額を引き下げる(給付率8割 → 4割 上限額: 30万円 → 20万円)。

○雇用保険の加入期間要件を緩和する(5年 → 3年。この場合、給付率: 2割、上限額 10万円)。

(2)高年齢雇用継続給付

○給付率、支給要件を見直す(支給要件: 15%超の賃金低下 → 25%超の賃金低下 給付率: 25% → 15%)。

II 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正

失業等給付に係る保険料率を本則1.6%とし、附則で平成16年度末までの間1.4%とする。また、16年度末までの間も弾力条項が発動できるものとする。

III 船員保険法の改正

Iに準じて所要の改正を行う。

IV 労働保険特別会計法の改正

雇用安定資金について、失業等給付費を支弁するため、政令で定める日(平成19年度末)までの間は年度をまたいで使用することができる特例を設ける。

V 施行日

平成15年5月1日

(H19改正) 雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

行政改革推進法に対応し、雇用保険制度の安定的な運営を確保し、直面する諸課題に対応するため、所要の法改正を行う。

1 行革推進法に沿った見直し

(1) 失業等給付に係る国庫負担の在り方の見直し

- 高年齢雇用継続給付に係る国庫負担を廃止し、当分の間、国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げ(25% → 13.75%)

(2) 保険料率の見直し

- 失業等給付の弾力料率を±0.2%から±0.4%に拡大 ※ 平成19年度からの料率 1.6%→1.2%
- 雇用安定事業等の弾力条項の連続発動期間の制限(2年間)を撤廃 ※ 平成19年度からの料率 0.35%→0.30%

(3) 雇用保険三事業及び労働福祉事業の見直し

- 雇用保険三事業のうち、雇用福祉事業を廃止 ○ 労災保険の労働福祉事業のうち、労働条件確保事業を廃止、事業名を変更

(4) 船員保険制度の統合等

- 船員保険制度のうち労災保険及び雇用保険に相当する部分をそれぞれの制度に統合し、それ以外の部分を全国健康保険協会に移管

2 直面する課題への対応

(1) 被保険者資格及び受給資格要件の一本化

- 短時間労働被保険者(週所定労働時間20~30時間)の被保険者区分をなくし、被保険者資格と受給資格要件を一般被保険者として一本化
(短時間労働被保険者以外の一般被保険者6月・短時間労働被保険者12月→ 被保険者期間12月(解雇、倒産等の場合6月))

(2) 育児休業給付制度の拡充等

- 休業前賃金の40%(休業期間中30%・職場復帰6か月後に10%) → 暫定的に50%(休業期間中30%・職場復帰6か月後に20%)
- 基本手当の算定基礎期間との調整

(3) 教育訓練給付及び雇用安定事業等の対象範囲の見直し

- 教育訓練給付の受給要件を当分の間初回のみ緩和(3年→1年) ○ 雇用安定事業等の対象に「被保険者になろうとする者」を明確化

(4) その他

- 特例一時金の給付水準を基本手当日額50日分から30日分(当分の間40日分)に適正化
- 教育訓練事業者に対する不正受給事案に加担した場合の連帯返還・納付命令、報告義務の付与

施行日：公布日(平成19年4月23日)(保険料の引き下げは平成19年4月1日から適用し、平成19年度の労働保険年度更新手続の申告、納付期限は、6月11日までに延長。)

2のうち失業等給付の見直しについては、同年10月1日、1の(4)は平成22年4月1日(注)等。

(注)日本年金機構法(平成19年法律第109号)において、日本年金機構法の施行の日(平成22年4月1日までの間に政令で定める日)に改正された。

(H21改正)雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能を強化

1. 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

(◎は3年間の暫定措置)

労働契約が更新されなかつたため離職した有期契約労働者について、

- 受給資格要件を緩和：被保険者期間 12か月→6か月(解雇等の離職者と同様の扱い)
- 給付日数を解雇等による離職者並に充実
- 雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」を「6か月以上雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大

2. 再就職が困難な場合の支援の強化

- ◎ 解雇や労働契約が更新されなかつたことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長(例えば所定給付日数が90日の場合→150日)

3. 安定した再就職へのインセンティブ強化

- ◎ 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件緩和・給付率の引上げ(給付率について、30%→40%又は50%)
- ◎ 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について対象範囲を拡大(年長フリーター層を追加)・給付率の引上げ(30%→40%)

4. 育児休業給付の見直し

- 平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置(40%→50%)を当分の間延長
- 休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給

5. 雇用保険料率の引下げ

- 失業等給付に係る雇用保険料率(労使折半)を平成21年度に限り、0.4%引下げ(1.2%→0.8%)

施行期日:平成21年3月31日(育児休業給付の見直しについては平成22年4月1日)
*船員保険法についても、雇用保険法に準じて改正。

過去の雇用保険部会での報告書

平成 18 年 12 月 27 日

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書（抜粋）

第 3 今後の課題

- ① マルチジョブホルダー等就業形態の多様化に対応した雇用保険の適用範囲について、今後とも議論すべきである。
- ② 労働政策の対象年齢との関連も念頭に置きつつ、65 歳以降への対処について、今後とも検討すべきである。
- ③ 基本手当の所定給付日数及び日額水準については、平成 12 年及び 15 年の雇用保険法改正により受給者の早期再就職の促進等の観点から抜本的な適正化を行ったことから、当面、給付水準を変更すべきではなく、15 年改正の効果をさらに見極めるべきである。
- ④ 失業認定等基本手当に係る制度の運用や育児休業給付等その他の給付制度の運用については、その実態等を把握の上、不斷に必要な改善を行っていくべきである。
- ⑤ 高年齢雇用継続給付については、改正高年齢者雇用安定法等を踏まえ、原則として平成 24 年度までの措置とし、激変を避ける観点から、その後段階的に廃止すべきである（同年度までに 60 歳に達した者を対象とする。）。
なお、給付内容については、当面現状維持とするべきである。また、改正高年齢者雇用安定法の的確な施行に努める必要がある。
- ⑥ 育児休業給付については、「雇用保険部会審議経緯」（平成 17 年 1 月 14 日、第 29 回労働政策審議会職業安定分科会配付資料）に留意すること。
- ⑦ 雇用安定事業等については、既存事業の規模を大幅に縮減し、各個別事業について、引き続き不断の見直しを行うべきである。

平成 20 年 12 月 25 日

雇用保険部会報告（抜粋）

4 今後の課題

- 平成 22 年度以降の雇用保険料率のあり方や、平成 19 年 1 月 9 日の雇用保険部会報告において「今後の課題」とされた 65 歳以降への対処等については、今後の雇用失業情勢や雇用保険の財政状況を見極めつつ、引き続き検討すべきである。

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十一年三月十八日

衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 今後、雇用保険に未加入の非正規社員等及び失業給付の期間終了後においても職につけない者に対し

て、厚生労働委員会において審査中の「求職者支援法案」(民主・社民・国新提出)の趣旨を最大限尊重しつつ、新たに求職中の者の生活支援を含めた雇用対策について早急に検討し実施する。

二 今後、すべての労働者に対しても雇用保険の適用を目指し、雇用保険法業務取扱要領によじて定められている雇用保険の適用基準については、非正規労働者に対するセーフティネット機能の一層の充実強化のため、やむなる緩和を検討する。

三 今後、失業と同時に健康保険等の無保険者が出現する恐れがある」とから、組合健保等の任意継続被保険者となる」とや国民健康保険への確実な加入が行われるよう、保険料の軽減等適切な運用を行うとともに、周知徹底などあらゆる方策を講じる。

四 離職者の離職理由が事業主と離職者とで異なる場合には、離職に至った経緯を十分に考慮する等、実態をよく把握して適切な対応を行う。

五 失業等給付なむは、今後、雇用失業情勢のやむなる悪化によりて安定的な財政運営に支障が出る恐れがあり、現在、百分の五十五に軽減されている国庫負担の暫定措置については、本来の四分の一に戻すことを探討する。

六 雇用情勢の急激な悪化に伴い、日雇労働者の求職活動が厳しさを増していくことにかんがみ、日雇労働

求職者給付金の受給要件の見直しを含め制度が活用されるよう一層の周知徹底を図ること。

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十一年三月二十七日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、今後、雇用保険に未加入の非正規社員等及び失業給付の期間終了後においても職につけない者に対して、衆議院厚生労働委員会において審査中の「求職者支援法案」（民主・社民・国新提出）の趣旨を最大限尊重しつゝ、新たに求職中の者の生活支援を含めた雇用対策について早急に検討し実施する。いふ。

二、今後、必要なすべての労働者に対して雇用保険の適用を目指し、雇用保険法業務取扱要領によって定められたる雇用保険の適用基準については、非正規労働者に対するセーフティネット機能の一層の充実強化のため、更なる緩和を検討する。いふ。

三、今後、失業と同時に健康保険等の無保険者が出現するおそれがある」とから、組合健保等の任意継続被保険者となる」とや国民健康保険への確実な加入が行われるよう、保険料の軽減等適切な運用を行うとともに、周知徹底などあらゆる方策を講ずる。いふ。

四、離職者の離職理由が事業主と離職者とで異なる場合には、離職に至った経緯を十分に考慮する等、実態をよく把握して適切な対応を行う。いふ。

五、失業等給付などについては、今後、雇用失業情勢の更なる悪化によって安定的な財政運営に支障が出るおそれがあり、現在、本来の負担額の百分の五十五に控除されでいる国庫負担の暫定措置については、本来の負担率である四分の一に戻す」とを検討する。いふ。

六、雇用情勢の急激な悪化に伴い、日雇労働者の求職活動が厳しさを増している」とにかんがみ、日雇労働者給付金の受給要件の見直しを含め制度が活用されるよう一層の周知徹底を図る。いふ。

七、いわゆるマルチジョブホルダーについて、雇用保険制度の適用・給付に向けた検討を行う。いふ。

八、基本手当については、所得保障を通じて再就職を支援する雇用保険のセーフティネットとしての役割にかんがみ、最低保障の在り方や、給付日額、給付日数等について検討する。いふ。

九、再就職が困難な障害者等に対して、きめ細かな相談体制を充実するとともに、必要な訓練の受け皿を確保した上で、雇用保険の訓練延長給付も活用して再就職支援を行い、雇用保険の受給が終了した後も生活の不安なく訓練を受けられるよう支援を行っていくことについて、早急に検討する。いふ。